

さ情審査答申第62号
平成21年10月2日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 小 池 保 夫

答 申 書

平成21年5月15日付けで貴職から受けた、「平成20年度中 住民票の第三者請求拒否決定全件に係る全関係書類（浦和区）」（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成21年3月31日付浦和区第1490号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、特定の個人を識別できる情報（氏名、生年月日等）を除いた部分について公開を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

実施機関は、行政情報を「平成20年度中に係る支援措置申出の関係書類」と特定しているが、根拠が不明である。

異議申立人が公開請求している行政情報の全てが「個人に関する情報」ではない。「個人に関する情報」とは、本件対象行政情報に含まれる「氏名、生年月日等」をいうのであり、それ以外は「非公開情報」にはあらず、そこからは「特定の個人を識別すること」はできない。

「特定の個人を識別すること」ができないのであるから、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ」などありえない。

したがって、条例第8条（部分公開等）に基づけば、実施機関は、公開請求者に対し、当該部分（氏名、生年月日等）を除いた部分につき公開しなければならない。

住民票の第三者請求は必要な限度において住民基本台帳法（以下「法」という。）第11条の2で認められているのであるから、これに該当する目的でなされた請求に対する拒否決定処分は、当然のごとく条例第1条（目的）に規定される「市の諸活動」の一部である。市民の権利行使を拒否する決定をした実施機関が、本件公開請求を全面的に非公開とするのであれば、それは、同条に規定される「市の諸活動を市民に説明する責務の全う」を自ら放棄することに等しい。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 本件対象行政情報の特定について

住民票の第三者請求については、法第12条の3第1項の規定に基づき、正当な理由がある場合に申請書（申請書に添付される疎明資料、身分証明書を含む。以下同じ。）を受付け、交付することができる。一方、住民基本台帳事務処理要領には、住民基本台帳事務における支援措置の実施を決定した場合には、特定の申請者からの住民票第三者請求を拒否するなど、必要な措置を講ずることができる、と定められている。

よって、「住民票の第三者請求拒否決定全件に係る全関係書類」という請求内容から考えられる当該行政情報は、住民票の第三者請求に係る申請書及び実施機関が住民票の第三者請求を拒否すると決定した住民基本台帳事務における支援措置実施に係る関係書類である。

住民基本台帳事務における支援措置実施に係る関係書類の内容

本件情報公開請求書に「住民票の第三者請求拒否決定」と記載されていることから、実施機関は、対象行政情報は住民票の交付を拒否すると決定した決裁文書、即ち、支援措置申出に係る決裁文、支援措置申出書、関係機関からの意見書、他の市町村に対して併せて支援措置を求める場合の通知文、支援措置処理表、身分証明書の決裁文書一式であると判断した。支援措置申出に係る決裁文は、市が決裁した文書であり、支援措置申出書は、被害者が支援措置を申出した文書であり、関係機関からの意見書は、支援措置申出人が相談した機関からの意見が記載された文書であり、他市町村への通知文書は、本籍地等へ支援措置実施を通知する文書であり、支援措置処理表は支援措置実施に係る内部処理表であり、身分証明書は、支援措置申出者が本人であることを証する書面である。

このうち、住民票の第三者請求に係る申請書に関しては、疎明資料等の必要書類がない場合や、既に支援措置実施の決定が行われている場合には、窓口において申請自体を受付けていないため、申請書類は存在していない。よって、本件対象行政情報は、支援措置実施に係る関係書類と特定した。

2 非公開の理由について

氏名、生年月日など特定の個人を識別できる情報や、受付年月日、相談先など、他の情報と照合することによって特定の個人を識別される情報は、条例第7条第2号の規定に基づき非公開とした。

また、条例第8条第2項では、特定の個人が識別できる情報を除くことにより、公にしても、個人の権利利益を害するおそれのないものに限って、部分公開するものと定められているが、本件対象行政情報のうち個人の識別できる情報を除く部分については、たとえ特定の個人が識別されなくても、人に知られたくない度合いが特に強い性質のものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報として条例第7条第2号の規定に基づき非公開とした。

さらに、このような性質の情報が公にされた場合は、支援申出者に実施機関に対する不信感を与え、申出制度そのものを形骸化させるおそれのあることや、支援措置を実施するうえで、必要不可欠である関係機関との今後の協力関係・信頼関係の維持・確保が難しくなるおそれがあると考えられる。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報の特定について

本件対象行政情報は、「平成20年度中 住民票の第三者請求拒否決定全件に係る全関係書類（浦和区）」であるところ、実施機関は本件対象行政情報を「平成20年度中に係る支援措置実施申出の関係書類」である、と特定して本件処分を行った。

この本件対象行政情報の特定について、根拠が不明であるとの異議申立人の主張について

法第12条の3第1項によると、市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳について、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者、前2号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由のある者から、住民票の写し等が必要である旨の申し出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し等を交付することができる、とされ

ている。即ち、住民票の第三者請求について正当な理由があり、その疎明資料が添付され、かつ、当該申出が相当と認められるときに当該住民票が交付される。

実施機関の説明によると、住民票の第三者請求に係る申請に関して、正当な理由がない場合や疎明資料等の必要書類がない場合には、窓口において申請自体を受付けていないとのことであるから、住民票の第三者請求拒否決定がなされた件に関する当該申請書は存在せず、本件対象行政情報として存在しえないことになる。

一方、住民基本台帳事務処理要領によると、市町村長は、法第12条の3（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）等の規定に基づき、次の措置を講ずるものとする、とされ支援措置の実施についての規定がなされている。

即ち、特定の申出者から支援措置の実施を求められた市町村長は、関係機関の意見を聴取し、又は裁判所等の発行する書面の提出を求めることにより支援の必要性を確認する。そして、支援の必要性を確認した市町村長は、申出者が他の市町村に対して、併せて支援措置の実施を求める場合には、申出書の写しを当該他の市町村長に転送し、転送を受けた他の市町村長は、必要性の確認をし、支援の必要性がないと確認した場合はその結果を申出者に連絡する。

そうすると、支援措置が決定されている場合に、住民票の第三者請求に係る交付申請がなされると、その申請は受け付けない（拒否する）との取り扱いがされるので、当該申請書は本件対象行政情報として存在しえないことになる。

以上のことから「住民票の第三者請求拒否決定全件に係る全関係書類」は、「住民票の交付請求又は申出に係る支援措置の関係書類」を指す、とすることになり、本件対象行政情報を「平成20年度中に係る支援措置申出の関係書類」と特定した実施機関の判断は妥当であり、かつ根拠も明らかである。

- 2 本件対象行政情報中の「個人に関する情報」とは、本件対象行政情報に含まれる「氏名、生年月日等」をいうのであり、それ以外は「非公開情報」にあらず、「特定の個人を識別すること」ができないのであるから、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ」などありえない、との異議申立人の主張及び条例第8条（部分公開等）に基づけば、実施機関は当該部分（氏名、生年月日等）を除いた部分につき公開しなければならない、との異議申立人の主張について

条例第7条第2号は、非公開情報として、個人に関する情報であって、

「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」と規定している。

ア 支援措置申出に係る決裁文には、特定の個人を識別できる情報及び本人の行動状況、被害内容等、他の者に知られたくない情報が記載されており、支援措置申出書には、特定の個人を識別することができる情報をはじめ、支援措置を必要とする状況、添付書類、相談先等の者に知られることにより本人がより多くの精神的苦痛を受けるおそれのある情報が記載されている。

イ 関係機関からの意見書、通知文書は個人の心身や身辺の情報を記述したものであり、措置が必要とされる者、どのような措置を行うか等の具体的な記述がされている。これらは、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもののほか、他の者に知られることにより、本人が精神的苦痛を受けるおそれのある情報である。

また、これらの書面には受付年月日、相談先、関係機関名なども記載されているが、当該情報は何時、どこで、誰にどのような相談をしたか等、他の者には知られたくない情報である。

ウ 支援措置処理表は、上記ア、イのいずれの情報も含む書面であり、身分証明書は、本人確認のための書面であり、まさに個人を識別することができるものである。

エ したがって、上記各情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものということができ、条例第7条第2号に該当するといえる。

よって、条例第7条第2号に該当することを理由に、本件対象行政情報を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

条例第8条第1項は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合に、非公開情報が記録されている部分が容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開しなければならないとしているが、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない、とも規定している。

条例第 8 条第 2 項は、「公開請求に係る行政情報に前条第 2 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」としている。

したがって、異議申立人の主張は、条例第 7 条第 2 号、条例第 8 条の規定と異なるものであり、認めることはできない。

- 3 本件公開請求を非公開とすることは、条例第 1 条に規定される「市の諸活動を市民に説明する責務の全う」を自ら放棄することに等しい、との異議申立人の主張について

条例第 1 条は、条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈指針となる。したがって、各条項の解釈及び運用に当たっては、常に本条及び条例第 3 条（実施機関の責務）に照らして行うことになっている。

そして「市の諸活動を市民に説明する責務の全う」とは、行政情報の公開を通して、主権者である市民に対し、市がその諸活動の状況を具体的に説明する責務があることを明らかにし、その責任と義務を全うしようとするものである。

また、条例第 3 条は、条例の解釈及び運用に関する実施機関の責務について定めたものであるが、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならないと規定し、個人に関する情報については、最大限に保障されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしている。

したがって、他の市民の個人情報保護をしない結果になるような実施機関の行政情報の公開は、条例第 1 条が目的としているものではない。

本件公開請求を非公開にすることが「市の諸活動を市民に説明する責務の全う」を自ら放棄したことにはならないのである。

- 4 よって、本件異議申立てについて、当審査会は上記第 1 の結論のとおり答申する。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成 21 年 5 月 15 日	諮問の受理
	同 年 6 月 1 日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 6 月 18 日	審議

	同 年	6月22日	異議申立人から意見書を受理
	同 年	7月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年	8月20日	審議
	同 年	9月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)